

函館市芸術ホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 2 9 号

函館市芸術ホール条例の一部を改正する条例

函館市芸術ホール条例（平成 9 年函館市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「2 0 0 円」を「3 0 0 円」に，「1 時間を超えた後 3 0 分までごとに 1 0 0 円」を「1 時間を超えた後 3 0 分までごとに 1 5 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は，令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に函館市芸術ホールの駐車場に駐車している者に係る当該駐車場の使用料の額は，改正後の別表第 3 の規定にかかわらず，なお従前の例による。